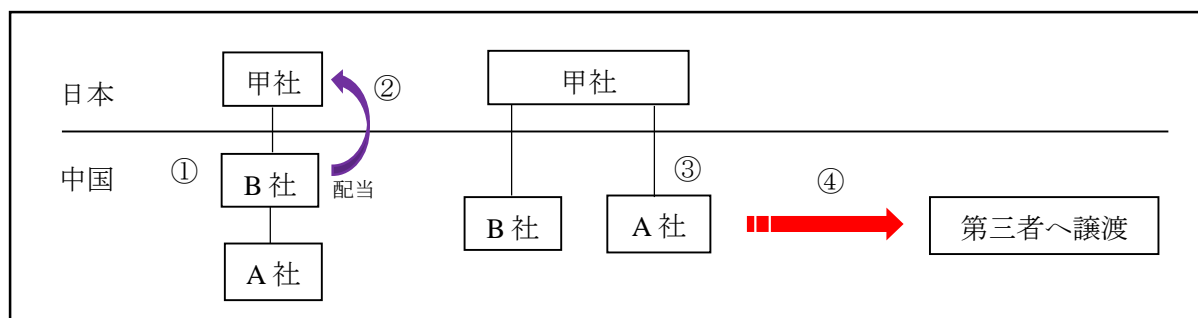


## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国子会社株式を利用した投資先の切り替え及び切り離し

### 1. 事例

日本法人甲社は、中国での新規事業の立ち上げにあたり、その100%中国子会社A社株式の現物出資により、中国子会社B社を設立することとしました（新設現物出資）。B社事業開始後は、同社からの利益配当による資金をもって、B社からA社株式を再取得し、第三者へ譲渡する予定です。一連の計画は、投資先の切り換え及び切り離しが目的です。



### 2. 概要

本事例のスキームにおける中国と日本における課税関係は、以下のようなものになると考えられます。

	中国の課税関係	日本の課税関係
①新設現物出資	企業所得税（B社）： 持分買収の特殊税務処理の適用により、評価益に係る税金を繰延べることとなり、課税関係は生じない。（財稅「2009」59号公告）	法人税（甲社）： 適格現物出資に該当し、課税関係は生じない。（法法212の14イ、法令4の3⑩かつこ書、法令4の3⑬一かつこ書、同⑬ロ）
②配当	企業所得税（B社）： 優遇措置の適用により、10%の源泉企業所得税を徴収する必要がない。（財稅[2017]88号、以下「88号通達」）	法人税（甲社）： 受取配当金のうち95%は益金不算入となる。（法法23の2①）
③株式譲渡 （甲社への譲渡）	企業所得税（B社）： 譲渡益について企業所得税が課税される。	法人税（B社）： B社は日本にPEがなく、A社株式の譲渡益は国内（日本）源泉所得に該当しないので、課税関係は生じない。
④株式譲渡 （第三者への譲渡）	源泉企業所得税（甲社）： 譲渡収入に係る10%の企業所得税が源泉徴収される。	法人税（甲社）： 譲渡益について法人税が課税される。中国で源泉徴収された企業所得税は、外国税額控除の適用対象となる。



Grant Thornton

An instinct for growth™

### 3. 効果

B社において生ずるA社株式の譲渡損益は課税対象ですが、グループ全体において、甲社での受取配当金の5%が課税される以外は、課税の繰り延べが実現し、効率的な投資先の切り換え及び切り離しが可能です。

#### お見逃しなく！

特殊税務処理及び88号通達の適用の要件を満たさなかったことが明らかになった場合には、追徴課税等の対象とされるため事前対策が重要です。